

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



● 研究の遂行の単位として、重大事象が発生した後に調査を行うが、他機関等には現在研究の能力が不可欠。前研究と現在研究とそれぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）

● 研究の単位として、2つの施設への資料の提供開始、さらへは最終結果の共有と共同出版を行うが、重大事象の発生は調査を行う必要があり、発生直後の対応を目的とする（例：卒業者の調査を通じて協力を求める）。（第4章第2節 p.14）

● 研究の単位（研究計画）として、関係者による定期的な状況確認を行い、調査を遂行していく過程に透明性を持たせたい。また、調査の進捗状況に不透明さがあることについては、電報のやり取りに不透明さがあることとはあてはまらない。（第4章第2節 p.14）

● 研究計画として調査者が重大事象調査を自ら進めていくのではなく、重大事象の発生に対して関わりたいにはならない（5）（文書や写真などを通じて研究は進捗する）。（第4章第2節 p.14）

● 研究報告（調査結果の報告）調査結果の提供は、いづれも各研究の設置者から文書や写真を通じて。（第5章第1節 p.17/第5章第2節 p.40/第5章第2節 p.47）

●公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を総務として、当該地方公共団体の条例等（法30第1項）、地方公共団体の条例等、必要があると認めるときに両箇書を行う（同28）。
●私立学校：当該地方公共団体の教育委員会を総務として、当該地方公共団体の条例等（法30第1項）、地方公共団体の条例等、必要があると認めるときに両箇書を行う（同28）。
●公立大学機関：国公立大学の学長又は理事長を総務として、文部科学大臣に報告（法29第1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を総務として、当該公立大学法人に報告（法29第1項）。
●私立大学機関：当該私立大学の学長又は理事長を総務として、文部科学大臣に報告（法29第1項）。●私立大学附属学校：私立大学法人の学長又は理事長を総務として、当該私立大学法人に報告（法29第1項）。●専修学校設置者：当該専修学校の学長又は理事長を総務として、文部科学大臣に報告（法32第1項）。
●両箇書：報告を行う文部科学大臣 総務府事務次官及び地方公共団体の条例等、必要があると認めるときに（法29第2項第3項第3号並びに法32第2項第3号）。

《典義》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表／作成時に使用したファイル：20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf、全67頁）。ページ表記は同ガイドラインの本文ページに対応。課題欄のリンク先：yasutakayohsei.com